

Semantic Search Engineサービス利用規約【現改比較表】 2021年6月1日現在

～2021年5月31日

2021年6月1日～

(契約者の義務)

第22条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 本サービスの提供に係る設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (8) ソフトウェア及び関連書類について、コピー、修正、改変、改竄、修理又は派生著作物を創作する行為をしないこと

(契約者の義務)

第22条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1)～(6) (略)

- (7) ソフトウェア及び関連書類について、コピー、修正、改変、改竄、修理又は派生著作物を創作する行為をしないこと

～2021年5月31日	2021年6月1日～
<p>(9)ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、アセンブル、逆アセンブルコンパイルもしくは逆コンパイルをする、又は本サービスの提供もしくは本サービスへのアクセスに用いられるソースコードを発見する及び再現する行為をしないこと</p> <p>(10)ソフトウェア及び関連書類のコピーを第三者(ただし、契約者の再販売先は除く)に配布しないこと。</p> <p>(11)ソフトウェアまたはソフトウェアの全部もしくは一部のコピーを何らかの手段で提供、貸与、販売もしくは譲渡すること、または第三者(ただし、契約者の再販売先は除く)のためにそれを使用する行為をしないこと</p> <p>(12)入力データやエンドユーザーの利用状況等を管理する画面(以下「backstage」といいます。)およびbackstageに表示されるデータや統計を第三者(ただし、契約者の再販売先は除く)に開示、公表しないこと。</p> <p>(13)その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(8)ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、アセンブル、逆アセンブルコンパイルもしくは逆コンパイルをする、又は本サービスの提供もしくは本サービスへのアクセスに用いられるソースコードを発見する及び再現する行為をしないこと</p> <p>(9)ソフトウェア及び関連書類のコピーを第三者(ただし、契約者の再販売先は除く)に配布しないこと。</p> <p>(10)ソフトウェアまたはソフトウェアの全部もしくは一部のコピーを何らかの手段で提供、貸与、販売もしくは譲渡すること、または第三者(ただし、契約者の再販売先は除く)のためにそれを使用する行為をしないこと</p> <p>(11)入力データやエンドユーザーの利用状況等を管理する画面(以下「backstage」といいます。)およびbackstageに表示されるデータや統計を第三者(ただし、契約者の再販売先は除く)に開示、公表しないこと。</p> <p>(12) <u>本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと</u></p> <p>(13) <u>その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと</u></p> <p>(14) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p> <p>2～6 (略)</p>

～2021年5月31日	2021年6月1日～
	<p>附 則（2021年5月25日 A P S企第00787261号） この改正規定は、2021年6月1日から実施します。</p>